

パラスポーツ広報物制作業務委託仕様書

1 委託業務名

パラスポーツ広報物制作業務

2 目的

令和6年(2024年)に佐賀県で開催される「SAGA2024全障スポ(第23回全国障害者スポーツ大会佐賀大会)」に向けて、さらには、SAGA2024開催後も障がいのある方がスポーツに親しめる社会を目指して、選手発掘及び指導者やサポーターの育成を図り、パラスポーツの普及や障がいに対する理解を深める。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月25日(月)まで

4 予算額

金3,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

5 業務内容

SAGA2024に向けた選手発掘と選手の応援、サポートにつながるような、選手の活動状況やパラスポーツの楽しさ、凄さを伝えるための広報物を制作する。

ただし、以下の項目については必ず実施することとし、より効果的な広報のために、予算の範囲内で以下の項目以外にも積極的な提案を行い、実施することとする。

(1) 選手紹介パンフレット(小冊子等)の制作

①パンフレット制作にあたっては、下記内容を盛り込むこと。

ア 過去に制作した選手のインタビュー記事

イ 選手個人や団体競技チームの概要など

ウ 競技の見どころなどを加えるなど、SAGA2024や日ごろの活動においてより多くの方に応援していただけるような企画ページ

②数量 5,000部以上

③規格、形状不問

④納品日 令和6年3月22日(金)まで

(2) 選手紹介動画を活用した広報

すでに制作した下記動画のいずれかを活用し、広く県民に知らしめる方法による広報を提案すること。

<活用可能な動画>

CMバージョン (15秒) 1本

ショートバージョン (30秒) 1本

ロングバージョン (150 秒) 1 本

ロングバージョン・手話動画あり (180 秒) 計 4 本

(2) 体験ブース等において配布するノベルティの制作

①種類 3 種類以上 (応援グッズを 1 種類以上含むこと)

②数量 各 1,000 個以上

③納品日 令和 6 年 3 月 22 日 (金) まで

6 契約方法 プロポーザル方式による随意契約

7 支払方法 完了払い

8 提案における留意点

- (1) 各広報物作成において、障がいのある方への配慮がなされた内容であること。
例：ルビを振る。音声読み上げ機能があるなど
- (2) 独自のキャラクターを作成・使用しないこと (既存のキャラクターを活用する際は、その旨申し出ること)。
- (3) 各広報物のデザインは統一性をもたせること。
- (4) 本業務で作成したものは、SAGA2024以降においても、本県のパラスポーツを振興していくうえで継続的に使用していくことを想定すること。

9 業務終了後の提出書類等

- (1) 委託業務の実施結果を記載した「業務完了報告書」及び成果物 1 部
- (2) 紙媒体以外による実施の場合は、写真等履行状況が確認できるもの 1 部
- (3) その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1 部

10 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の遂行にあたっては、佐賀県競技力向上推進本部 (以下、「推進本部」という) と十分に協議し行うものとする。
- (2) 本業務において打ち合わせを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出する。
- (3) 本業務において、第三者が所有する素材 (映像、写真・イラスト等) を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うものとする。
- (4) 受託者が作成した動画データや写真、イラスト、文書等の成果物の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。) は、推進本部に帰属するものとする。
- (5) 推進本部が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。

11 その他

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、推進本部と受託者が協議を行い決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、推進本部と受託者が協議を行い、本仕様書の記載事項を変更することができるものとする。
- (3) 本業務に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (4) 委託業務の完了後、速やかに業務完了報告書、請求書等の関係書類を提出すること。